

みつきい☆家事ヘルパー養成研修を開催

～介護の知識を習得して活躍しませんか～

兵庫県が定めた「介護予防・日常生活支援総合事業における緩和した基準によるサービスの担い手養成研修標準カリキュラム」に基づき家事ヘルパーの養成研修を行います。

- 1 **正式名称** 三木市介護予防・日常生活支援総合事業における緩和した基準によるサービスの担い手養成研修
- 2 **目的** 要支援 1・2 の方等への洗濯・掃除等の家事支援（介護予防・日常生活支援総合事業の訪問型サービス）の従事者を養成するために研修を開催します。
- 3 **開催日時** 11 月 19 日（火）午前 9 時 30 分～午後 5 時 10 分
11 月 29 日（金）午前 9 時～午後 5 時
※全日程を受講していただくと、家事ヘルパーの仕事に従事していただけます。
- 4 **開催場所** 三木市役所 5 階大会議室
- 5 **内容** 介護に関する基礎知識（全 12 時間）
- 6 **費用** 無料（別途、テキスト代 1,404 円が必要です）
- 7 **申込期間** 10 月 1 日（火）～11 月 12 日（火）
- 8 **定員** 30 名（先着順）
- 9 **申込方法** 窓口、郵送、FAX、電話

問い合わせ先 三木市健康福祉部介護保険課介護予防係
電話 0794-82-2000（内線 2305）
FAX0794-82-5500

みつきい☆家事ヘルパー養成（兵庫県介護予防・生活支援員）研修

介護保険のヘルパー業務の一部（軽度な利用者向けの掃除や洗濯などの家事援助）のお仕事ができる方を養成します。兵庫県共通カリキュラムです。

日時	時間	講義内容
11月 19日 (火)	1時間	介護保険制度等の理解について
	1時間	訪問型サービスの具体的な内容の理解や留意点について
	2時間	老化に伴う変化や、認知症・介護予防等の基礎知識の理解について
	2時間	高齢者の自立支援の考え方や利用者の生活状況にあった支援方法等について
11月 29日 (金)	2時間	高齢者の尊厳等を尊重した支援の基本姿勢や成年後見制度について
	3時間	コミュニケーションの基礎知識や留意点について
	1時間	医療と介護等の多職種連携、地域ケア会議等について

※「兵庫県介護予防・生活支援員養成研修標準カリキュラム」に準拠した内容です。

※ヘルパー資格は必要ありません。